



第25号

2018年春号

丹波市農業委員会だより



【丹波市有機の里づくり推進協議会による丹波市特産物PR】

- ◆先進地視察研修報告 2P～3P
- ◆安心安全・地産地消コーナー..... 4P～5P
- ◆農地法に基づく申請・届出 6P～7P

- ◆全国農業新聞購読促進・農業者年金加入のお知らせ… 7P
- ◆農地相談日のお知らせ・丹波市賃借料情報… 8P

一日目(二月三十一日)

徳島県美馬市仕出原地区 視察研修報告

農業委員 足立 康裕

仕出原地区は、徳島市から車で約二時間、吉野川支流穴吹川(四国一の清流)の合流点より四kmほど上流にあり、集落は川を見下ろす傾斜面に点在し、戸数十八戸、人数四十四名(うち小学生一名、六十歳以上三十四名)の典型的な中山間地域に該当します。

当地区の魅力は豊かな自然環境です。四国山地の中にあり、日本百名山剣山を源とする穴吹川の川辺を利用したキャンプサイトは、毎夏県内外から約二万人もの人々が訪れるほど有名なレジャースポットになつています。

ただ、他地域に無い観光資源がありながら、地元として



十分に活用できていなかった。(市所有のレジャー施設や駐車場の管理利用料金収入等「置いて帰るのは大量のゴミだけだった。」そうです。)

また、他地域同様人口減少、高齢化に伴う遊休農地、耕作放棄地等が年々増加する問題を抱え、歯痒く悔しい思いで長年過ごされていたそうです。

そんな中、約五十年前有志が「しではらを元気にしよう」と一念発起し、レジャー客にも「もつとゴミではなくお金を残してもらおう」と集落の将来性や地形、気候等の自然環境の特性を生かした「八朔づくり」をスタートさせました。

さらに現在では、年々増加する遊休農地や耕作放棄地を利用し、平成十七年からブルーベリー栽培を開始し、観光農園も開設され、最近果栽培に挑戦し、先発のブルーベリーと共に観光農園化を念頭に積極的な運営をされておられます。

仕出原地区の活躍の背景には、以下の点が特に徹底されております。

● 開口一番、責任者曰く「住民の皆さんに強制はしておりません。」の言

葉どおり集団(自治会や組合)の中

にあらうとも自主性を重んじ各自が農作物の品質や自治会や組合等の職務に責任を全うしようと日々研鑽しておられること。(個人単位での八朔エコファーマーの認定取得や個人単位で顧客開拓。八朔、ブルーベリー、栗等農産品別や栽培、加工、販売別のグループ活動等)

● 右記により競争原理、連帯意識等がはたらき全体の品質が向上し、今では八朔とブルーベリーの二品目が「とくしま特選ブランド」に認定される快挙を達成されています。

● 将来のビジョンがより具体的である事。現状に満足せず常に危機感を持ち次の手を打っておられます。例として、「八朔シャベット」などの新商品の開発。観光農園開設による夏のレジャー客の獲得、果栽培への挑戦、さらにはEUへの輸出にも着手しておられます。(六次産業化、アグリツーリズム、グリーンツーリズムへの展開)

多くは語られませんでした。今日まで多くの葛藤、失敗、挫折があつ

たようです。

また、今でも急激な人口減に伴う高齢化(「八朔が重く感じるようになった。」「農園まで行くのも大変になった。」「等の声)や担い手不足、遊休農地や耕作放棄地の急激な増加、鳥獣による被害等、待ったなしの深刻な課題も山積です。

現在の活動を維持継続するための問題点や継続困難な場合の新たな方策等を住民だけで抱え込まず、できないことや苦手なことは行政、NPO法人、大学(現在「四国大学」がサポート)から指導を仰ぎ、情報交換を密にしながら並行して対策を練っておられるそうです。(PR活動、海外輸出、ふるさと農山漁村応援事業、中山間地域等直接支払制度等)

そんな現状にあるからでしょうか、仕出原地区の皆さんから農業を通して、溢れんばかりの郷土に対する愛情や誇り、住民同士の連帯感(絆)を実感しました。

有志(リーダー)がまず率先し、その成功事例をもとに、「周囲を巻き込んでいくこと。」「自主的な行動なくして何事も発展しませんし、次の課題が見えてこないことを再確認しました。

「意欲は第二の才能である。」自らを戒める研修でした。

二日目(二月二日)

徳島県徳島市農業委員会 視察研修報告

農業委員 山本 定夫

徳島市は、四国の東部に位置する徳島県の県庁所在地で、地勢は東西十六・五km、南北に十九・四五kmで、四国三郎と言われる四国一番の大河・吉野川をはじめ、大小百三十八の川が縦横に流れています。南部は、四国山地を背にした自然豊かな都市でもあり、眉山

(びざん)の緑も素晴らしいです。

また阿波踊り、人形浄瑠璃、藍染め等、徳島の風土と歴史が育んだ個性的な文化を有する所です。

現在は、神戸淡路鳴門ルートと四国縦貫自動車道の結節点として、近代産業の育成や高速情報化時代に対応する都市作りに取り組んでおられます。

気象は市街地で瀬戸内海式気候と南海型太平洋気候のちょうど境目に位置していて、西日本では珍しい梅雨よりも秋雨や台風での降水量が多い地域のようです。気候的には、年間を通じて温暖であり、降霜や冬日はごくまれ、冬季の最低気温の平均は四国四県の県庁所在地で(平均気温十六・六℃)一番高くなっているようです。

土地利用では、総面積(百九十二・三九km²)(平成二十九年十二月一日現在)で山林が三十二・七km²(十七・二%)、宅地が二十九・四km²(十五・四%)、水田は二十五・五km²(十三・三%)等となっているものです。毎年面積の大きな変動というものは見られないようですが、宅地面積が徐々に増加し、水田や畑が減少する傾向が続いているそうです。

徳島市の農業の概要は、田二千六百十四ha、畑三百二ha、果樹園四百三十三ha、特産物として、徳島市東部地域はネギ、ホウレンソウ、ブロッコリー、カブ。西部地域はホウレンソウ、ブロッコリー、トマト、エダマメ、コマツナ、イチゴ、畜産。南部地域はスタチ、シイタケ、イチゴ、ミカン、ナノハナ、シソ、花き、花木。北部地域はレンコン、サツマイモ、カリフラワー、ニンジン、ツルムラサキなどが地域ごとに、土壌や気候に合わせた農産物を生産されています。

徳島市農業委員会の体制は、農業委員十九名(うち女性二名)、農地利用最適化推進委員十八名(地区数十五地区、うち女性二名)、合計三十七名の組織体制になっている。

徳島市農業委員会が主催する事業として、かけ橋運動事業、農業者と農業委員会及びその他機関の行政機関等が、日頃の農業経営の問題点や課題・農業施策等について意見交換を行い、農業者の声を行政へ意見提言・要望を届けていて、徳島市の農業の未来を考えられており、素晴らしいです。また、数ある事業の中に、農業後継者パートナー事業、婚活パーティー等をJ A

と農業委員会が共催して、農業後継者の結婚問題の解消に取り組みをされているお話をお聞きして、全国的に少子高齢化の時代にアイデアを出して、徳島市農業委員会が、頑張っておられる事にも素晴らしいと感じました。

今回の研修で、徳島市農業委員会、川人会長が言われていた言葉に、「後継者無くして、農業を語るな。」と思うと、将来の農業のために考えて、自立経営の安定を図り、次世代へ経営継承を行っていくには大変なことですが、前向きに努力をされていて、感動いたしました。



ふるさとのかたち



安心安全・地産地消コーナー

市島地域

市島地域で

農業研修中

柏原町上小倉 萩野 景太

昨年芸術大学を卒業して、地元の丹波市へ戻って来ました。

市島町の高見康彦さんの下で一年間の農業研修をさせて頂いた後、伯父の農業経営に参画していくことになります。

私が芸大生から農家へ転身することに、同級生や先生などはあまり賛同しませんでした。特に進路指導科の方からは、「そんな弱小そうな手では出来ない。」と、考え直すように言われ

ました。

実際、私は農業とは無縁の暮らしを送ってきたいて、四年間の大学生活で二度もゴム長靴を履いて外を出歩いたこともなければ、素手で湿った土に触れたことさえありません。

しかし、私が会社勤めにいそしむことが出来るだろうかという不安がありました。

生涯の仕事とするなら、自然に囲まれた場所で自然と接する仕事をし、空いた時間で絵を描いたり本を読んだりしたい。丹波であれば、そのような晴耕雨読の生活を楽しめるのでは、と思った事が、私が農業を志したきっかけです。

平成二十九年四月から始まっ

た研修も半年以上が過ぎました。知識も経験もない私に、高見さんは親切丁寧に指導してくださります。トラクターの耕耘作業を任せられたときはとても嬉しく、感動したことを覚えています。

支えがあつてこそそのものです。が、私ひとりでは仕事が出来なくなつたという成長した手応えを感じました。

まだまだ分からないことがた



くさんありますが、今は一歩ずつ日々経験を積んでいきます。

青垣地域

「社訓」人つくれ！
土つくれ！米つくれ！

有限会社 まるきん農林

堀 謙吾

平成十四年に法人化し、現在従業員六名(内家族四名・常時雇用二名)で水稲十五ha、小豆八十a、作業受託六haの農作業経営です。その他に年間を通じて、標準的な収益を確保するために、丹波ひかみ米生産卸小売販売、水稻育苗販売、肥料農薬販売、農機具販売と修理を経営として取り組んでいます。

丹波ひかみ米の販売先としては、主に京阪神地区に玄米卸販売をしております。

平成二十七年産コシヒカリでは、山形県庄内町「あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト」で日本一である『最優秀金賞』を受賞し、丹波ひかみ米が大変おいしいお米であることが証明されました。

今後の経営目標として、まるきん農林はこんな会社になりたいと思っています。

消費者のニーズにあった契約栽培に取り組み、消費者に必要とされる会社になる。

新規就農者等の受入と指導を行い、地域農業者の模範となる会社になる。

丹波ひかみ米を地域ブランド米として付加価値販売をし、相場に左右されないようなPRを実施し、丹波ブランドを地域農業者ともっと高めます。



従業員同士で話し合い、作業役割分担を明確化して、従業員が安心して働ける環境を作ります。

高性能機械を活用して、収量の向上を図り、また中間管理機構を活用して、通作距離1km以内の基盤整備済の農地を集積・連担化を進めます。そのことにより、作業の効率化と経費節減を図り、標準的な収益を確保していきます。

今後の課題として、農政を取り巻く環境は厳しいものがありますが、今後も地域農業者と連携し、各々の強み弱みを補いあい、丹波ブランドを全国展開していきたいと思えます。



柏原地域

農業団体・ポパイ

柏原町田路 代表
橋本 功

農業団体ポパイは、今から三十年近く前に有志六名が集まり、休耕田で「ほうれん草」の作付を行ったことに始まります。

グループ発足当初からメンバーはすべて田路自治会員で構成され、現在は八名で作業を行っています。

現在は休耕田だけでなく、高齢化に伴って作付が困難となった方からも田んぼを借り受け、農作物の栽培に取り組んでいます。

作付品目は特別栽培米「夢たんば」をはじめ、コシヒカリ、丹波三宝(丹波栗・丹波大納言・丹波黒大豆)の中から丹波黒大豆・丹波大納言の栽培に取り組んでおり、平成三十年度はコシヒカリ百二十七・七a、ゆめたんば百十・九a、プリザーブドフラワール用稲(青刈り)十八・八a、丹波黒大豆四十四・五a、小豆七十七・九a、合計三百七十九・八aの作付を予定しています。

今までに各種農業機械の導入を行ってきましたが、今後も積極的に機械化を検討し、省力化を図りたいと思っています。

全国的に農業従事者の平均年齢は年々上がり、世代交代もなかなか進まない中、我々はグループとして活動を行うことにより、田路自治会内の耕作放棄地ゼロについて、微力ながら貢献が出来るのではないかと考えております。

今後は我々も年を重ねるため、今ある田畑を守るだけでなく、次世代の担い手確保、収益の向上、さらには六次産業化を目指し、日々努力したいと考えています。



～農地を売買・転用等する場合は 事前に申請・届出が必要です。～

農地は大切な食糧を生産する農業生産基盤です。農地の売買・貸借・形状変更、また農地以外に転用・地目変更をする場合は、事前に農地法による手続きが必要です。

ご不明な点等がありましたら、農業委員会事務局(0795-74-1504)までお問い合わせください。

農業経営に関する手続き

●農地法第3条申請⇒ 農地を耕作するために、売買・贈与、貸し借りする場合

※農地法第3条申請の場合、農地を取得される方に一定の条件があります。

- ・今回取得される農地を含め、申請農地が農用地区域内→3,000㎡、農用地区域外→1,000㎡以上耕作していること。
- ・農業従事日数が年間150日以上であること。
- ・農作業に必要な農機具を備えていること。等の要件が必要です。

※農地の賃貸借・使用貸借は、農業経営基盤強化促進法の「利用権設定」でも権利設定ができます。

詳しくは春日庁舎:農業振興課(0795-74-1465)へお問い合わせください。

農地を農地以外に転用する手続き

●農地法第4条申請⇒ 自己名義の農地を、農地以外として自己が利用する場合

●農地法第5条申請⇒ 他人の農地を買ったり借りたりして農地以外で利用する場合

※農地を農地以外で利用する場合、農振農用地区域外であることが必要です。

(詳しくは春日庁舎:農業振興課(0795-74-1465)へお問い合わせください。)

※農振農用地区域外であっても、申請場所、転用目的等により、許可にならない場合があります。

●農業施設等届出⇒ 自己名義の農地を農業用倉庫、農機具置場等で利用する場合

※転用面積が2a(200㎡)未満に限り「届出」のみで、実施する事ができます。

●形状変更届出⇒ 農地を耕作しやすいようにする場合

(例:水利の関係で水稻の耕作が困難なため盛土をし、畑として利用。草刈等管理軽減のため、コンクリート畦畔にする 等)

※形状変更の工事は、つぎの事項に十分配慮し、速やかに完了してください。

- ・小作地であれば地主の承諾が必要。
- ・表土があり、農地として耕作できること。
- ・付近の農地や土地、農道、施設等に悪影響を与えないこと。
- ・着工後3ヶ月以内に完成すること。等

※3ヶ月以上の工事期間、又は面積が3,000㎡以上の場合は、転用許可が必要です。



農地を一時的に耕作以外に利用する手続き

●一時利用届出⇒ 利用期間が3ヶ月以内で、転用面積が3,000㎡未満の場合

●農地法第4条又は、第5条申請⇒ 利用期間が3ヶ月以上または、転用面積が3,000㎡以上となる場合

(例:近隣で工事を行うため、工事用車両の仮設道路や資材置場として使用。農地改良のため、一旦表土を捲り暗渠排水を埋設する 等)

登記地目を変更する手続き

●非農地証明願➡ 現在農地である登記地目を農地以外に変更する場合

- ※地目変更をするには、つぎの要件が必要です。
- ・該当筆全筆の現況が農地以外となっていること。
 - ・農地に復元が困難なもの。
 - ・現況が農地以外になって20年以上経過していること。



～手続き手順～

・毎月5日(5日が休日の場合はその翌日)までに申請等書類一式を農業委員会事務局に原本と担当集落の農業委員に副本(原本のコピー)各1部を提出してください。



・毎月25日頃に定例総会を開催し、案件について審議します。



・農地法第4条、第5条申請以外の案件については、農業委員会で承認の可否を決定し、定例総会で承認となった許可書・承認通知書等の交付をします。第4条、第5条申請については県知事許可であるため、定例総会で承認となった分を県へ進達し、最短で翌月末に許可書を交付します。

全国農業新聞を 読んでみませんか？

農業者の視点でお届けします

- ① 解説に力点を置いた企画編集とニュース報道
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 実務情報と経営者マインド
- ④ 読者の心に訴え、ともに生きる
- ⑤ 老若男女が楽しく読める

購読申し込みは丹波市農業委員会へ 0795-74-1504



★発行日……… 毎週金曜日

★購読料……… 1カ月700円

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための公的年金です。国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入することができます。

農業者年金の特徴

- ① 少子高齢化に強い積立方式(確定拠出型)の年金です。
- ② 保険料の額は自由(月額2万円～6万7千円)に決められます。
- ③ 終身年金で、80歳までに亡くなった場合は死亡一時金が遺族に支払われます。
- ④ 保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。
- ⑤ 認定農業者等意欲のある担い手には保険料の国庫補助があります。



詳しい内容をお知りになりたい方は丹波市農業委員会までご連絡ください。

丹波市農業委員会 0795-74-1504

農地相談日のお知らせ



農地に関する相談をお受けします。

地 域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	会 場
柏原地域	13 (金)	15 (火)	13 (水)	13 (金)	14 (火)	13 (木)	15 (月)	13 (火)	柏原住民センター
氷上地域	12 (木)	14 (月)	12 (火)	12 (木)	13 (月)	12 (水)	12 (金)	12 (月)	氷上住民センター
青垣地域	12 (木)	14 (月)	12 (火)	12 (木)	13 (月)	12 (水)	12 (金)	12 (月)	青垣住民センター
春日地域	13 (金)	15 (火)	13 (水)	13 (金)	14 (火)	13 (木)	15 (月)	13 (火)	春日庁舎 (第一委員会室・4階)
山南地域	11 (水)	11 (金)	11 (月)	11 (水)	10 (金)	11 (火)	11 (木)	9 (金)	山南住民センター
市島地域	11 (水)	11 (金)	11 (月)	11 (水)	10 (金)	11 (火)	11 (木)	9 (金)	市島農村環境改善センター

相談時間:午後2:00から午後3:30までです。

会 場:相談会場は当日、案内板等でご確認下さい。

※できるだけ事前にご連絡ください。

丹波市賃借料情報

平成29年の農地の賃借料をお知らせいたします。

貸借には、賃貸料を貸主に支払う賃貸借と、無償で貸借をする使用貸借の2種類があります。

平成29年に農地法第3条及び利用権設定により締結(告示)された全貸借筆数2,253筆の内、使用貸借は1,630筆(72.3%)、賃貸借は623筆(27.7%)です。

この内、賃貸借623筆の平均単価は以下のとおりとなっています。

田(水 稲)5,500円/10a

畑(普通畑)6,200円/10a(果樹等の特殊な賃貸借は除いています。)

なお上記の賃借料単価は、あくまでも平均単価であるため、地域性や農地の状況、栽培される作物等を考え合わせて、貸手・借手双方により決定してください。



委員長 婦木 克則
副委員長 足立 俊哉
情報提供検討委員会

最後にになりましたが、農業委員会だより発行にあたり、原稿を頂いた方に厚く御礼申し上げます。

今回、地域の話題を中心に、先進地視察の研修報告、農地法等に基づく申請・届出について掲載しておりますので、どうかお目通しください。

今後は、農家の皆様の立場から、より一層研鑽に努め、期待に応えられるよう邁進して参る所存でございますので、ご指導・鞭撻をよろしくお願いいたします。

その間、様々な相談や申請案件を審議する中で、農家の皆様の思いや考えをくみ取ることができ、大変勉強になりました。

農業委員会だより第二十五号をお届けします。昨年の改選により、農業委員・農地利用最適化推進委員に就任し、九ヶ月が経過しました。

編集後記



表紙の説明

丹波市の農産物をPRするため、若い世代の農業者が、東京・大阪などで開かれる物産展等に参加されています。

農業委員会は、都市部における丹波市ブランドの農産物のPRや、都市と農村との交流を図っていく本事業がより一層充実し、実りのあるものになるよう、農業者を支援していきます。